

さずな

第309号

令和4年6月15日発行



「ひだまり市場」のユニークな取組についてのご紹介

～豊郷地区～



【概要】
毎週土曜日の午前10時より、豊郷地区北部に位置するニュー富士見ヶ丘団地（自治会加入世帯数は796世帯）の公民館駐輪場にて開かれています。野菜、手作りクッキー、弁当やおにぎり、食べるラー油などを販売するほか、かき氷の実演販売などもしています。（全て安価です）

【開設のきっかけ】
団地内には、もともと、庭で野菜を作る人が多くいましたが、畑を借りて作る人が現れ始め、野菜の自家消費を超える分は、近所に無料で配っていたところ「何度も頂いては申し訳ない。」という声があり、みんなで話し合った結果、必要な人に安く買って頂く活



動として7年前から始まりました。

【現在】
野菜生産者10名程、手作り食品の生産者若干名が販売しております。売上の5%を公民館使用料として自主的に自治会に納金しています。年間3万円以上となっています。

【大きなメリット】
生産者にとっては、趣味の範囲の中で安価でも販売できるため、生産意欲が上がります。品質も向上し続けています。消費者にとっては、団地が買物に少し不便な場所であるため、高齢者の外出のきっかけやコミュニケーションの場、幼い子どものおつかいトレーニングの場となっています。



【所感】
現在は、コロナ関係で会場の過密対策などに頭を痛めているながらも、団地住民の交流と楽しみの場として、活気のある活動は続いています。生産者が農家ではなく、商品も露地野菜のみのため、1月から3月は休みとなります。

また、生産者も消費者も地域の娯楽の一つのような感覚から、規模や売り上げを大きくしていく意向はないようです。生産者も近所の顔見知り、畑も近くにあり、

「地産地消」とは、どのようなものなのか。と考えるさせられる機会となりました。

編集委員 佐藤 有俊

全国農業新聞



農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします

農家のための情報誌「全国農業新聞」

◆ 発行日：毎週金曜日

◆ 発行元：全国農業会議所

◆ 購読料：1カ月700円（送料込）

お申し込み先

農業委員会事務局

農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812・2815

令和 4 年度 活動計画を決定

農業委員会 第 5 回定期総会を開催

農業委員会は、4 月 26 日、第 5 回定期総会を開き、
令和 4 年度活動計画を決定しました。
その概要を紹介します。

基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、依然として農業従事者の高齢化・減少や耕作放棄地の増加のほか、TPP II や EPA の発効による国際的な競争の激化に加え、昨今の世界情勢の影響も懸念され、一層厳しさを増しております。これらの環境変化に的確に対応するため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的

に推進する必要があります。
国においては、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と、

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を軸として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することが示されております。

本市においては、平成 31 年 3 月に「第 2 次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の改定が行われ、「稼げる農業」の実現に向けた生産性向上を図るための構造改革や高く・多く売れる農産物づくり、「地域ぐるみで農業・農村を支える仕組み」の確立に向けた担い手と兼業農家等が支え合う仕組みづくりや宇都宮農産物の買い支えの施策事業が重点化されたところでもあります。

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めるなど、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を強化するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展

を図るため、次の事項について積極的に行動します。

活動計画

1 優良農地の確保と農地の有効利用に関する事項

(1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行

(2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導

2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進

ア 担い手の育成・確保

イ 地区ごとに現場活動計画の策定

ウ 「地域計画（人・農地プラン）」に掲載する「目標地図」の素案の作成に向け、農業者の意向等の把握・勘案、関係機関からの情報収集

エ 農業公社等と連携し、農地のマッチングの推進

(2) 遊休農地等の発生防止・解消の推進

ア 農地パトロール等による現地調査の実施

イ 利用状況調査・利用意向調査の実施

イ 利用状況調査・利用意向調査の実施

ウ 農地中間管理機構との連携
エ 非農地判断の実施
(3) 新規参入の促進

ア 関係機関との連携による新規就農者等の支援

イ 新規参入者への農地の斡旋

(4) 耕作者等に係わる助言・相談

3 農業経営の合理化に関する事項

(1) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進

(2) 農業者年金事業の推進

(3) 家族経営協定の推進

4 農業一般に関する調査・情報に関する事項

(1) 専門委員会の活動
テーマの選定、調査・研究の実施、定期総会での報告

(2) 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実

(3) 農作業受委託料金等の参考額の提示

5 農政に関する事項

(1) 農政に関する意見・要望

ア 農地等利用の最適化推進施策に関する意見

イ 農業関係税制改正に関する要望

6 関係機関との連携

(1) 農業委員会ネットワーク機構との連携

(2) 関係行政機関との連携

(3) 関係団体との連携

農業者年金受給者の皆様へ

現況届 は、忘れずに**6月中**に提出を!

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を農業委員会事務局に必ずお届けください。



(注) 経営移譲年金・特例付加年金 を受給している方については、下記の様式になります。

現況届の届け先は…

現況届を**宇都宮市農業委員会事務局 (市役所7階)**へ直接お届け下さい。

現況届の提出がない場合は…

年金の支給が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

年金受給者が亡くなられた場合は…

死亡届の手続きを行ってください。
(※現況届の提出は必要ありません)

現況届の書き方 ※必ずご記入ください。

*6つの項目の全てのチェック欄に記入漏れがないか、ご確認ください。

*記載事項に同意の上、自署してください。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)
令和4年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

- ※1 「1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」の1~6項目について、1つでも「はい」に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。また、この自己チェックの記入が漏れている場合は、現況届を受領することができません。
- ※2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合は、「支給停止事由該当届」を提出してください (この現況届は提出できません。)

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2. 「受給権者の欄 (氏名等)」をご記入ください

| あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください | |
|------------------------------------------------------|----------|
| 1 あなた自身が農業を営んでいますか | はい ・ いいえ |
| 2 あなた自身が農業を営む法人の構成員になっていますか | はい ・ いいえ |
| 3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか | はい ・ いいえ |
| 4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか | はい ・ いいえ |
| 5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか | はい ・ いいえ |
| 6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか | はい ・ いいえ |

| 受給権者の欄 | |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します | |
| 氏名 (自署) | |
| 生年月日 | 大正・昭和 年 月 日 |
| 住所 | 都 道 府 県 電話番号()-()-() |
| ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください | |
| 代理人の欄 | |
| 氏名 | 受給権者との関係 |
| 住所 | 電話番号()-()-() |

(注) 老齢年金を受給している方については、自己チェック欄はなく、受給権者の欄・代理人の欄のみの様式になりますのでご注意ください。

現況届や農業者年金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- ・(独)農業者年金基金 給付課 ☎ 03 (3502) 3945
- ・農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632) 2812・2815

農業者年金に加入しませんか?

農業者年金3つの
おすすめポイント

- ①積立方式の終身年金で80歳まで保証付き
- ②保険料額の自由設定・増減が可能
- ③税制面で大きな優遇

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助 (月額最大1万円) による政策支援があります。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632) 2812・2815



紹介します

次代を担う若い力

こ だいら やすひろ
小平 康浩さん (姿川地区)



おいしいネギお届けします！

姿川地区でネギを栽培する現在35歳の小平康浩さんです。高校卒業後、仕事を経験しながら、実家で稲作を手伝っていました。29歳の時、父親が経営の発展を図るため、ネギ栽培を始める決心をしたことで自身も興味があり、就農しました。

1年目は、J A うつのみやのネギ部会で出会った友人から基礎的なことを教えてもらったり、機械を貸してもらったりなど助けてもらいながら、種をまいても苗が育たない状態から、販売店へ出荷できるまでになったそうです。

現在は、両親と妻のほかにパートさんの計7人で作業を行っています。パートさんに長

く続けてもらえるよう、やりがいと安全面を考えて作業を分担しています。

また、農薬散布のブームスプレーヤなどの機械を導入したことで経営規模の拡大が可能となり、今年の作付面積は3haまでに拡大しました。

丹精込めて、栽培したネギを出荷し、直売所やスーパーで販売されたときに、達成感が得られるそうです。

その一方で、天候によって生育が左右されることがあり、特に昨年の夏は、気温が上がらなかつたことで栽培に苦労し、出荷も遅れてしまったことから、肥培管理の難しさを痛感したそうです。

害を防ぐ病原菌対策とこのこと、家族と共に品質管理に力を入れています。

ご家庭では、今年の4月に三男が誕生し、経営に対してより一層責任を感じるとともに、出来るだけ土日のどちらかは休みを設けて、家族の間を作り、子育てをするように心がけているそうです。

今後の抱負を康浩さんにかがうと、「将来的には、ネギ以外の作物にも挑戦してみたいですが、今は家族が増えたこともあり、おいしいネギをつくることや反収を増やすことに専念していきたい」と力強く語っていただきました。

これからの康浩さんのご活躍を応援しています。

キラリ☆とあぐり美人



家族でイチゴ作ってます！

たかはし かおり
高橋 華緒里さん (田原地区)

★経営内容 栽培作物 イチゴ

★家族

夫 (39歳) 長女 (7歳) 長男 (4歳) 次男 (2歳) 次女 (0歳) 義父 (70歳) 義母 (64歳)

Q 農業をはじめたきっかけは？

A 結婚当初、美容室でパートとして働いていましたが、夫が実家の農業を継ぐことになり、仕事を辞め、宇都宮に引っ越してきました。就農については、結婚前に聞いていたので戸惑いはありませんでしたが、虫が嫌だったので少し心配でした。

Q 経営での関わりは？

A イチゴの収穫、バック詰め、苗の生育、ハウスの管理を任せてもらっていますが、今は、出産後なので無理のない範囲で作業をしています。

Q 農業をやっていて良かったと思うときは？

A おいしいイチゴがたくさん食べられるときです。また、家族と過ごす時間が多く、子育てがしやすいと感じます。

Q 経営や栽培で心がけていることは？

A わからないことは、すぐ家族に聞くようにしています。バック詰めは、おいしそうに見せるようこだわっています。

Q 華緒里さんにとっての家族とは？

A 夫は農業も子育ても戦友です。義父母は農業を教えてくれるだけでなく、子育てにも協力してくれて尊敬しています。のびのび育った子どもたちは癒しになります。みんななくてはならない存在です。

Q リフレッシュはどのように？

A コロナや妊娠などで最近ではできていませんでしたが、学生時代にバレーボールの経験があるため、地域のママさんバレーに週1回参加しています。最近では、ママ友とランチに出かけることでリフレッシュしています。

Q 今後の抱負をお願いします！

A 義父母が元気なうちにいろいろ教えてもらい、もっとイチゴ栽培に貢献したいと思っています。

いのちへ繋がる食と農。その明日へ

羽黒地区



春が来た、草木が芽吹く季節だが、今年はずいぶん不安に感じる。

私の住む「上田の郷」は、水に恵まれた水田地帯として知られており、160haの農地が圃場整備されています。

そのような中で、認定農業者28名、人・農地プランの登録者23名、エコファーマー37名と様々な人材にも恵まれており、環境保全型農業実践者27名でカバークロープ約80haの共同播種を行っています。また、施設におけるイチゴやトマト等の複合経営も多

く、青年農業者もおり、営農集団や各種生産組織も機能し、多面的機能協定組織の「上田環境サポート」も平成19年から活動しています。

それでも、土地利用型で経営する人がいないため、将来は明るくないと感じます。なぜなら、農業・農村を守る根本は、土地利用型農業の持続的発展にあると考えるからです。国内農業を取り巻く環境は厳しく、高齢化・担い手不足が叫ばれ、酷暑等の天候不順と災害多発、資材類の高騰、何よりも長く続く農産物価格の低迷などにより、長期低落傾向が続いている、農業は決して楽でも得でもないという頭の隅で判りつつも懸命に努めてきた農業者がこれまでかと思いを巻き始めたのではないかと考えます。

昨年の米価の大暴落により、再生価格におよばない中、農業の重要性が唱えられ、「デジタル田園構想」や「みどりの食糧システム戦略」など国の理念はうなずけますが、これらを担う人がいなければ成り立ちません。

先の農業センサスを見て農業者の激減、かつ高齢化



は明らかで、この事実は何を思うのか、かつて農家は、農産物を生産販売して暮らすその姿はどこへ行ってしまったのでしょうか。経済合理性だけで人の営みは語れず、困難な課題は承知の上で農業を見つめなおさなければいけません。

これからの農業再生のために農業従事者の確保と向上は大前提であり、いのちへ繋がる食と農をどうしていくのか、それぞれ心の裡にあるふささを求め続け、すべての人が自分のこととして、この逆風の中、今ひとつたび農村再生の途を探さなければならぬ。

家族経営協定が締結されました

～農業経営のステップアップに～

夢ある明るい農業経営を目指して、令和3年度の家族経営協定が締結されました。

家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いにもとづき、取り決めるものです。

令和3年度、家族経営協定を新たに締結した家族は9組、見直しを行った家族は2組の計11組でした。

毎年2月に、宇都宮市農業委員会会長などの立ち会いのもと、家族経営協定の調印式・交付式が開催されるのですが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、やむなく中止になりました。また、調印式終了後に行われる講演会も中止になりました。

立会人が見守る中での調印はできませんでしたが、締結した家族には、立会人からお祝い・励ましの言葉が贈られ、また、記念品が贈呈されました。

今後、家族経営協定の締結運動を推進し、締結される農家のみなさんが笑顔で迎えられる家族経営協定書調印式を開催していきます。



単独処理浄化槽・くみ取りトイレをお使いの方は
環境にやさしい **合併処理浄化槽** に入れ替えましょう!

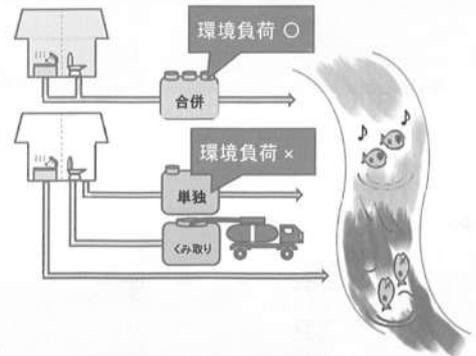
お風呂・台所などの生活雑排水を適正に処理していますか。

| | |
|-----------------|---------|
| 環境負荷 × | 環境負荷 ○ |
| 単独処理浄化槽、くみ取りトイレ | 合併処理浄化槽 |

補助制度や融資あっせん制度を利用して、合併処理浄化槽を設置しましょう。

<例> 5人槽を設置する場合に交付される補助の上限額

845,000円



- ※ 申し込み方法や対象地区、補助の条件などは、お問い合わせください。
- ※ 設置工事後は補助を受けられませんので、必ず設置工事前に補助の申請をしてください。

【問い合わせ先】 宇都宮市上下水道局 水質管理課計画指導グループ ☎ (633) 2001

農業集落排水事業の分担金を支払った方で
まだ、接続していない方は早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。

■ 接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店に御依頼ください。上下水道局ホームページから、指定工事店一覧が御覧になります。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■ 1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した定額制です。御家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + 人員割 352円 × 使用人数 = 1か月の使用料(税込)

農業集落排水処理施設をお使いの方で、御家族の人数に変更がある場合は、お早めに御連絡ください。

※ 下水道の使用料金は、原則として2か月分の請求になります。

■ 融資あっせん制度について

接続する際、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について80万円を限度に無利子の融資をあっせんします。

工事を依頼する際に指定工事店に御相談ください。なお、工事の終了後は利用できません。

問い合わせ先

- 接続工事や使用料について 上下水道局 サービスセンター ☎ (633) 3127
- 融資あっせん制度について 上下水道局 工事受付センター ☎ (633) 3164

地場農産物・販売店等マッチング事業をご活用ください

農業者の皆様と販売店の皆様のマッチングをサポート!

「地場農産物・販売店等マッチング事業」では、宇都宮市内の農業者の皆様と販売店等の実需者の皆様とのビジネスマッチングのサポートを行います。

心を込めて育てた自慢の農産物をたくさんの人に食べてもらいたい!

農業者

マッチング

販売店等

宇都宮産の新鮮な農産物を使って、地産地消の特徴ある商品を販売したい!

- ※ 取引の成立を保証するものではありません。
- ※ 取引条件は、農業者の皆様と販売店の皆様との交渉により決定していただきます。

市 HP



問い合わせ先

宇都宮市地産地消推進会議事務局 (農林生産流通課農産物マーケティンググループ) ☎ (632) 2843

燃えるごみの5割削減について

去る2月のクリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設）の火災により、ごみ処理体制が著しく低下するなど、皆様には大変なご心配・ご負担をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

ご迷惑をおかけしますが、市民や事業者の皆様には、以下のとおり、より一層のごみの減量にご理解とご協力をお願い致します。

- 1 ごみの排出量を5割削減してください。
- 2 生ごみの水分を減らしてください。
- 3 資源物を分別してください。
- 4 食品ロスを削減してください。

また、クリーンパーク茂原復旧まで家庭用生ごみ処理機設置費補助制度の補助率・上限額を以下の通り拡充しましたので、ご活用下さい。補助の拡充は、令和4年2月9日購入分からが対象となり、次の1か2いずれかとなります。

- 1 電動式生ごみ処理機：購入価格の10分の9、1台につき最大6万円（1世帯1台まで）
- 2 非電動式生ごみ処理機：購入価格の10分の9、1基につき最大1万円（1世帯3基まで）

問い合わせ先 **ごみ減量課 3R推進グループ ☎(632) 2413**

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助します

①園芸用パイプハウス

○対象者、補助率

- ・認定農業者：3/10以内（最大100万円）
- ・認定新規就農者：1/2以内（最大300万円）

②園芸用作業機械

○対象者、補助率

- ・認定農業者：3/10以内（最大100万円）
- ・認定新規就農者：1/2以内（最大300万円）
- ・営農集団（※）：3/10以内（最大150万円）

③コンバイン、田植機、農業散布用ドローン等

○対象者、補助率

- ・営農集団（※）：3/10以内
- ・新規就農者：1/2以内（最大300万円）

※認定農業者であり、かつ「人・農地プラン」の中心経営体である農業者を含む3人以上の組織

【その他】

申し込み多数など補助できない場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、市ホームページ

宇都宮市 農業用施設 補助金

もしくは、

農林生産流通課

生産振興グループ ☎(632) 2466 へ。

農業災害に備えましょう

自然災害による農業被害が頻発しています。日頃から気象情報を確認し、災害の発生に備えてください。

とちぎ農業
防災メール

栃木県防災
メール

また、排水路やため池等の農地保全施設の点検や保全に努め、豪雨等が予測される場合は、事前に水管理の調整に努めてください。



※復旧支援事業の活用を希望される場合は、被害状況の写真や、領収書等、復旧作業などの記録は手元に残して下さい。

園芸作物用ハウスの補強資材等の導入を支援します。

自然災害による被害防止のため、園芸作物のハウスの補強資材や融雪用の暖房機の導入費を助成します。

【補助率】 1/2以内

【主な要件】

- ・今後10年以上ハウスを使用し、収入保険制度と園芸施設共済などの施設に対する保険の両方に加入すること。
- ・災害が発生した場合の対応などの経営を継続するための計画を策定すること。

※複数の農家での申請が要件。補助希望者が1戸のみの場合は対象外。

問い合わせ先 **農業企画課 企画振興グループ ☎(632)2472**
農林生産流通課 生産振興グループ ☎(632)2466

有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシン等による被害を防止するため、「わなの貸出」や、「捕獲や被害防除に要する費用の一部補助」を行っております。

わなの貸出や補助には必要な要件がありますので、事前にお問い合わせください。

- (1) **ハクビシン・タヌキ・アライグマ捕獲のためのわなの貸出**
無料、1人（1団体）で1基まで
・捕獲した個体（本人所有のわなによる捕獲でも可）の処分支援事業もあわせて実施しています。
- (2) **わな購入への補助**
・わなの購入費用の1/2（補助上限額 50,000円）
- (3) **わな猟免許取得への補助**
・免許取得費用の1/2（補助上限額 10,000円）
- (4) **防護柵設置への補助**
・設備・機器の購入費用の1/2（補助上限額 45,000円）



ただし、団体の場合は費用の1/2か45,000円に実施者数を乗じた額のうち低い金額

【問い合わせ先】 **農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎(632) 2477**

農地の貸し借りは、宇都宮市農業公社におまかせください！

農業公社では、「農地の流動化で農業の活性化！」を合言葉に、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体へ農地の利用集積を加速させるため、分散した農地を集積する「農地流動化の推進（農地集積事業）」を実施するとともに、将来における中核的な農業者を育成する「農業担い手育成確保事業」や、生産性の高い集団経営の農業を推進する「営農集団育成事業」などの事業を行い農地の流動化を強力に推進していきます。

農地の貸借・売買・離農・新規就農などについて、みなさまからの相談を随時お受けするほか、みなさまのお役に立てるよう、農業関係の情報提供と情報収集に努めております。

まずは、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 **公益財団法人 宇都宮市農業公社**

宇都宮市元今泉7丁目 10 番 20 号（宇都宮白楊高校東側） ☎ 028 (660) 2701(代) FAX028(660) 2704



農業は適正に使いましょう

安全・安心な農作物を生産するため、登録農業を使用し、使用基準を遵守しましょう。

① 農業容器のラベルをよく読み、正しく使う

農業容器のラベルを見て、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を確認しましょう。水田の畦畔は農耕地のため、非農耕地用の除草剤は使えません。

② 農薬の飛散防止を徹底する

周辺の農産物や風向き、風量に注意し、飛散低減ノズルや粒剤等を使用するなど、農薬の飛散防止を徹底しましょう。

人の通行がある場所は、散布時間帯に配慮し、看板等で事前周知を行うとともに、人や車両等に飛散しないよう注意しましょう。

③ 農薬の使用状況を正確に記帳する

使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたことなどを記録しましょう。

【問い合わせ先】 農林生産流通課 生産振興グループ ☎ 028 (632) 2466

アグリネットワーク 新規会員募集中

応援します！宇都宮の農業

うつのみやアグリネットワークでは、あなたがつくるこだわりの農産物を活かした新たな商品づくりや出来上がった商品のPRを支援いたします。また、メールマガジンの配信による商品開発等に関する情報収集が可能です。入会及び年会費は無料です。



うつのみやアグリネットワークちゃんねる

また、Youtube「うつのみやアグリネットワークちゃんねる」において、会員PRやマーケティング講座の概要などを配信しております。ぜひご覧ください！

問い合わせ先

うつのみやアグリネットワーク事務局
(農林生産流通課農産物マーケティンググループ)

☎ (632) 2843

<https://www.u-agrinet.jp/>



農業王国うつのみやHP



編集後記

令和3年度は、オリンピック、パラリンピックが7月に東京、2月に北京にて2度開催され、私たちに、大きな感動と勇気を与えてくれました。昨今の農業を取り巻く環境は、コロナ禍で外出自粛による消費低迷により、飲食店や直売所への販路の縮小、世界情勢の影響による資材の高騰など農業者にとって一層きびしさが増しております。そのような中でも、本紙をとおして地域の活動や新規就

農者等の情報を発信することができ、少なからず、本市農業の明るい未来が期待できると感じました。

最後になりますが、編集委員の皆さまからの情報提供と事務局の細やかな配慮により、無事に「きずな」を発行してこられました。感謝と共に、多くの方に愛され活用されることを願い、結びといたします。

編集委員 本多 幸子



| | | | | |
|----|--------------|-------|--|--|
| 発行 | 宇都宮市農業委員会 | | | |
| | ☎ (632) 2815 | | | |
| 編集 | 編集委員長 | 本多 幸子 | | |
| | 副委員長 | 塩田 陽子 | | |
| 委員 | 委員 | 佐藤 有俊 | | |
| | 委員 | 福田 真一 | | |
| | 委員 | 恩田 明 | | |
| | 委員 | 相澤 茂夫 | | |